

【青山語文】 投稿規程

青山語文 第五十号の目次に誤りがございました。

(誤) 帆刈 基生

(正) 帆刈 基生

ここに訂正してお詫び申し上げます。

- 一、日本文学学会の会員（甲会員・乙会員）は本誌に投稿することができる。
- 一、原稿の長さは、本文・注・挿図等合わせて一万六〇〇〇字（四〇〇字詰原稿用紙換算四〇枚）以内を限度とする。刊行段階で、規定のページ数を超過した場合、調整を求めることがある。
- 一、原稿一枚目に、題目と執筆者名、本文・注・挿図等を合わせた合計文字数を記すこと。
- 一、図版の掲載を必要とする場合、『青山語文』の組版における占有面積により文字数を換算する。図版は、原則としてそのまま版下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。
- 一、応募時には、本文の他、要旨（一二〇〇字以内）、電子データ（USBメモリ・CD-ROM等を用い、投稿者名を明記する）を添える。
- 一、本文と要旨は、それぞれ三部を提出する。
- 一、原稿は縦書きを原則とし、Unicodeの範囲の文字を用いる。
- 一、原稿は、一行二八文字、每ページ二三行を推奨する。
- 一、注の通し番号は、原則、アラビア数字の上下に括弧を付した形式（（1）（2））に統一し、通し番号を施して全文の末尾にまとめる。
- 一、投稿希望者は、毎年六月末日までに論文題目を届け出、八月末日までに原稿および英文題目を提出する。
- 一、採否は日本文学会編集委員会が決定する。
- 一、執筆者には本誌一部および抜刷り三〇部を進呈する（三〇部以上の抜刷りを必要とする場合は実費負担）。
- 一、執筆者は、掲載論文およびその他の著作物の印刷、電子的記録媒体（CD-ROM、DVD-ROM等）への変換・複製、学内外への配布を、原則として許諾するものとする。
- 一、執筆者は、本学及び本学が委託する機関等に対して、掲載論文およびその他の著作物の送信可能化・コンピュータネットワーク等での学内外への公開を、原則として許諾するものとする。

